



柏市監査委員告示第 3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査及び同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成24年 3月12日

柏市監査委員	吉	井	忠	夫
柏市監査委員	高	田	幸	男
柏市監査委員	日	暮	榮	治
柏市監査委員	市	村		衛

平成 2 3 年度

監査の結果に関する報告

定 期 監 査

行 政 監 査

柏市監査委員

1 監査を実施した監査委員名

吉 井 忠 夫
高 田 幸 男
日 暮 榮 治
市 村 衛

2 監査の種類

[地方自治法](#)（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査

併せて、同条第2項の規定による事務の執行に係る行政監査についても実施した。

3 監査の概要

(1) 第2次実施分

ア 監査を実施した期間

平成23年10月12日から平成24年2月23日まで

イ 監査の対象とした部及び課等

- (ア) 環境部 環境保全課
放射線対策室
廃棄物政策課
環境サービス課
北部クリーンセンター
南部クリーンセンター
産業廃棄物対策課
- (イ) 経済産業部 商工振興課
農政課
公設市場
市場整備課
- (ウ) 都市部 都市計画課
北部整備課
建築指導課
開発事業調整課

宅地課
住宅課
公園緑政課
公園管理課
区画整理課
北柏駅北口土地区画整理事務所
中心市街地整備課

(エ) 土木部

道路維持管理課
道路維持管理課道路サービス事務所
道路交通課
交通施設課
道路整備課
新市道路整備課
下水道整備課
下水道維持管理課
排水対策課

(オ) 水道部

総務課
給水課
配水課
浄水課

ウ 監査の方法

平成23年度分で平成23年9月30日までに執行された事務事業（必要と認めた部分については平成22年度以前分を含む。）が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係各課から資料の提出を求めるとともに、関係職員から事情を聴取して実施した。

(2) 第3次実施分

ア 監査を実施した期間

平成23年11月10日から平成24年2月23日まで

イ 監査の対象とした部及び課等

(ア) 選挙管理委員会事務局

(イ) 監査事務局

(ウ) 農業委員会事務局

(エ) 教育委員会生涯学習部 教育総務課
生涯学習課
中央公民館
沼南公民館
中央視聴覚ライブラリー
沼南視聴覚ライブラリー
少年補導センター
文化課
スポーツ課
図書館

(オ) 消防局

総務課
企画統制課
予防課
予防課査察調査室
警防課
警防課安全管理室
情報指令課
救急課
西部消防署
東部消防署
旭町消防署
沼南消防署

ウ 監査の方法

平成23年度分で平成23年10月31日までに執行された事務事業（必要と認めた部分については平成22年度以前分を含む。）が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係各課から資料の提出を求めるとともに、関係職員から事情を聴取して実施した。

(3) 追加実施分

ア 監査を実施した期間

平成23年12月1日から平成24年2月23日まで

イ 監査の対象とした部及び課

財政部契約課

ウ 監査の方法

平成22年度に発生した不適正契約の再発防止策の一つとして、工事担当部署で作成することとした小規模工事・施設修繕及び緊急工事等の運用基準の契約課における確認等に係る事務について、財政部契約課から資料の提出を求めるとともに、関係職員から事情を聴取して実施した。

(4) その他

監査の実施に当たっては、特に次の点に意を払うこととした。

ア 昨年度発生した下水道工事をめぐる不祥事を教訓に、担当課扱いの随意契約について再発防止策はとられているか。特に、当該契約に関して各部課で定める業者選定方法、緊急工事・修繕の運用基準は妥当か。また、当該基準等は適正な運用がなされているか。

イ 公益法人等に支出している会費及び負担金等について、その支出根拠及び費用対効果は妥当か。

ウ 職員（臨時職員を含む。）の給与、賃金及び各種手当（旅費を含む。）の支給について、事務手続きが各種規程等にのっとりものであるか。また、積算や支給方法等に問題はないか。

4 監査の結果

軽易な事項については、監査の期間中に口頭により注意、指導を行ったが、特に次の事項については、「監査の結果等の取扱い要領」に定める指摘事項に該当するものと判断した。

(1) 環境部廃棄物政策課

ア 資源回収等業務委託の契約方法の見直しについて

柏市再生資源事業協業組合への業務委託は、昨年度の定期監査において、競争入札等、より競争原理の働く契約方法を検討するよう指摘したところであるが、今年度も、昨年度に引き続き、同組合との間で一者随意契約の方法により契約が締結されていた。

したがって、契約額が年間約6億2千万円という高額な状況を勘案し、積算額の精査を行うとともに競争入札等の導入を引き続き検討すべきである。

イ 社団法人全国都市清掃会議に対する負担金の見直しについて

社団法人全国都市清掃会議の正会員として、当該会議の定款及び規定に基づき負担金190,000円を支出している。主管課の説明によると、メリットとして情報の交換・収集、研修会への参加等を挙げているが、そのほかの具体的な効果は特に認められない。

したがって、当該会議の活動内容を精査するとともに、加入団体数や費用対効果を勘案のうえ、正会員としての継続入会の可否を含め、負担金の見直しに向けて検討すべきである。

ウ リサイクル自転車点検等業務委託に係る請求書保管の是正について

本契約業務に関して、業務終了前にもかかわらず契約単価のみが記載され、請求者印が押印された請求書が複数枚保管されていた。本来、請求書は業務が完了し本市の検査終了後に請負者から提出され、公金支出の証拠書類となるものであり、このような請求書が存在すること自体、請負者が記載すべき事項を職員が記載しているのではないかとの疑念も生じ

させかねず，また，誤払・重複支払の原因ともなるので適正な処理を行うよう是正されたい。

(2) 経済産業部商工振興課

出張命令簿の記載漏れについて

平成23年9月末までの職員の出張旅費のうち，出張命令簿に出張命令権者の確認印がない上，復命の記載もない事例が多数見られた。本来，出張命令は，[職員旅費支給条例第4条](#)により，出張命令簿に当該出張に関する事項を記載して行うこととされており，そのいとまがなく口頭で出張命令を発した場合でも，できるだけ速やかに出張命令簿への記載を行うものとされている。

しかし，当該事例は，出張命令に関する出張命令簿の確認がなされないまま出張が行われ，加えてその経過や結果が報告されることなく旅費が支出されたものである。

このことは，旅費の支給事務を担当者だけで行い，それ以外の者による確認が行われなかったため記載漏れが発見されなかったことによるものであり，早急に是正するとともに，今後は複数によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

(3) 経済産業部市場整備課

出張命令簿の記載漏れについて

平成23年5月の職員の研究時の出張旅費について，出張命令簿に記載がない事例が見られた。本来，出張命令は，[職員旅費支給条例第4条](#)により，出張命令簿に当該出張に関する事項を記載して行うこととされており，そのいとまがなく口頭で出張命令を発した場合でも，できるだけ速やかに出張命令簿への記載を行うものとされている。

しかし，当該事例は，主催者側からの研修案内通知文により，受講の有無の課内決裁をとり，旅費の概算払及び精算事務が行われていたが，その前提となる出張命令簿の記載及び確認

が無かったものである。

このことは、旅費の支給事務を担当者だけで行い、それ以外の者による確認が行われなかったため記載漏れが発見されなかったことによるものであり、早急に是正するとともに、今後は複数によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

(4) 都市部都市計画課

ア 財団法人都市計画協会への負担金の見直しについて

財団法人都市計画協会の正会員として、当該協会の寄附行為に基づき負担金 228,000 円を支出している。主管課の説明によると、メリットとして講習会への参加やタイムリーな情報収集を行えるとのことであったが、そのほかの具体的な効果は特に認められない。

したがって、当該協会の活動内容を精査するとともに、加入団体数や費用対効果を勘案のうえ、正会員としての継続入会の可否を含め、負担金の見直しに向けて検討すべきである。

イ 出張命令簿の記載漏れについて

平成 23 年 8 月、9 月の職員の研修時の出張旅費について、出張命令簿に記載がない事例が見られた。本来、出張命令は、[職員旅費支給条例第 4 条](#)により、出張命令簿に当該出張に関する事項を記載して行うこととされており、そのいとまがなく口頭で出張命令を発した場合でも、できるだけ速やかに出張命令簿への記載を行うものとされている。

しかし、当該事例は、主催者側からの研修案内通知文により、受講の有無の課内決裁をとり、旅費の概算払及び精算事務が行われていたが、その前提となる出張命令簿の記載及び確認が無かったものである。

また、そのほか、平成 23 年 9 月末までの出張旅費のうち、出張命令簿に出張命令権者の確認印がない上、復命の記載もない事例が多数見られた。

このことは、出張命令に関する出張命令簿の確認がなされ

ないまま出張が行われ，加えてその経過や結果が報告されることなく旅費が支出されたことになる。

いずれの場合も，旅費の支給事務を担当者だけで行い，それ以外の者による確認が行われなかったため記載漏れが発見されなかったことによるものであり，早急に是正するとともに，今後は複数によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

(5) 都市部住宅課

ア 社団法人日本住宅協会への負担金の見直しについて

社団法人日本住宅協会の正会員として，当該協会の定款に基づき負担金 18,000 円を支出している。主管課の説明によると，メリットとして住宅に関する新制度導入時に有利であるとのことであったが，そのほかの具体的な効果は特に認められない。

したがって，当該協会の活動内容を精査するとともに，加入団体数や費用対効果を勘案のうえ，正会員としての継続入会の可否を含め，負担金の見直しに向けて検討すべきである。

イ 市営住宅使用料（滞納繰越分）の収納について

市営住宅使用料滞納繰越額は年々増加傾向にあり，平成 22 年度決算における収入未済額（未収金）は 64,833,990 円と多額に上っている。主管課の説明によると，滞納者は口座振替を利用していない場合が多く，また，それに加えて「払えるのに払わない」悪質滞納者の存在も否定できないとしている。

したがって，負担の公平の観点から，市税等の未収対策を推進する組織として新設された財政部債権管理室とも連携し，法的な措置を含め効果的な収納対策に取り組まれたい。

(6) 都市部公園緑政課

不動産鑑定業務委託の業者選定について

平成 23 年 9 月末現在，主管課契約による不動産鑑定業務委

託は8件すべて一者随意契約であり，そのうち4件が同一業者によるものである。

主管課の説明によると，「公共事業における不動産鑑定委託は，公共事業に係る不動産鑑定報酬基準に基づく鑑定報酬額が委託契約額となることから，……不動産鑑定士間における委託契約金額差が生じることはない。」ので，[地方自治法施行令](#)第167条の2第1項第2号に該当し，競争入札に適しないとして，一者随意契約を結ぶための業者選定をしている。

しかし，どの業者と契約しても委託金額に差が生じないのであれば，同一業者との契約が半数を占めている現状は，業者選定に偏りがあると言わざるを得ない。

したがって，業者選定に当たっては偏りのないよう，登録業者から順番に指名するなど，公平性が明確となるよう努められたい。

(7) 土木部

担当課扱いの小規模・緊急工事（修繕）に関する運用基準について

契約金額が130万円以下，あるいは緊急の必要により契約を締結しようとするために，担当課が自ら随意契約として契約事務等を行うこととされている工事又は施設修繕（以下「小規模工事等」又は「緊急工事等」という。）の執行については，全庁的な指針として財政部が策定する「ガイドライン」のほか，担当課が実情に応じて策定する「運用基準」に基づくこととされている。

土木部の各課における運用基準の策定状況及び内容を確認したところ，特に次のような事実が明らかになった。

ア 多くの担当課が「公平な業者指名」をうたっているが，具体的にどのような措置を講じるのかが明示されていない。

例えば，道路維持管理課の運用基準「業者選定ガイドライン細目【小規模工事】」では，業者選定の実施に関して「指名機会の均等化」という目標こそ示しているものの，均等化

を担保するために具体的にどのようにして選定を行うのか、手順に関する記述が見られなかった。

平成22年度に土木部で明らかになった不適正契約に関する不祥事も、受注業者の偏りが慢性化し、「発注しやすいところに頼む」という担当する職員の恣意的な判断を押しとどめる仕組みが存在しなかったことが原因であった。真に不適正契約の再発防止を期して運用基準を策定するのであれば、このような抽象的な文言を並べた観念的な基準とするのではなく、実効性を備えた具体的かつ客観的な基準としなければならないと考える。

イ どのような工事又は施設修繕を「小規模工事等」又は「緊急工事等」とするのか、明確に定義づけられていない。

例えば、交通施設課の運用基準「交通施設課小規模工事・施設修繕運用基準」及び「交通施設課緊急工事・施設修繕運用基準」では、冒頭に運用基準の適用対象となる施設として「市営駐輪場、篠籠田自転車保管所、市営駐車場、その他交通施設課所管の看板等」との例示こそあるものの、具体的にどのような工事又は施設修繕が小規模工事等あるいは緊急工事等に該当するのかについての記述が見られなかった。

また、道路整備課の運用基準「平成23年度の小規模工事、緊急工事（設計金額130万円以下、担当課契約）の見積り合せの指名について」では、「小規模工事」及び「緊急工事」それぞれにおける指名対象業者の範囲及び指名方法に関する簡潔な記述があるだけであり、両者の定義についての記述は同様に見られなかった。

財政部が平成23年5月13日に全庁に周知した「柏市緊急工事・修繕工事契約ガイドライン（暫定版）」では、「緊急性を有すると所属長が判断」した場合、契約金額が[財務規則第140条](#)で定める額を超える場合でも「1者による見積りにより、工事等を発注することができる。」としており、緊急工事等を通常の小規模工事等から明確に区別している。

それにもかかわらず、担当課が運用基準でこの区別を実際

の事務にどう反映させるかを前もって明確にしないままですと、結局は担当する職員がその場の判断で小規模工事等又は緊急工事等のいずれに該当するかを決めざるを得ないことになる。極端な場合、担当者の恣意的な判断により「すべて緊急工事等である」とすることも可能となってしまう。

ウ 各課が策定した運用基準に一貫性がなく、土木部内の統一性が図れていない。

運用基準の名称を見ても、交通施設課が「運用基準」とする一方、道路維持管理課が「ガイドライン細目」と、道路整備課が「見積り合せの指名について」とするなど、命名法に一貫性が見られなかった。

形式面でも、小規模工事等と緊急工事等で別々に運用基準を設けている担当課がほとんどであった一方で、道路整備課のように小規模工事等と緊急工事等とがひとつの運用基準でまとめて策定されている担当課もあり、運用基準に対する各担当課の考え方の不一致がうかがえた。取り扱う小規模工事等及び緊急工事等の態様が土木部内で必ずしも一様ではないという事情があるとはいえ、運用基準に盛り込むべき最低限の基本的事項については、ある程度土木部内で統一性を持たせるべきであると考えます。

運用基準は、担当する職員の恣意的な判断を排し「小規模工事等や緊急工事等については、この基準に則して事務を行っています」と広く対外的に宣言できるような、明確かつ分かりやすいものであることが望ましい。今後は、土木部全体での統一性にも十分配慮しつつ、各担当課の運用基準を再度見直し、不適正契約の再発防止という当初の目的が達せられるような有効性のある運用基準となるよう、一層の改善に努められたい。

(8) 土木部道路維持管理課

緊急雇用創出事業補助金の調定漏れについて

市が歳入を収入するに当たっては、調定票を起票し、収入の内容を調査して収入金額を決定しなければならない。（「[地方自治法](#)」第231条、[「地方自治法施行令」](#)第154条第1項及び「[財務規則](#)」第28条第1項）

[緊急雇用創出事業補助金](#)は、国からの臨時特例交付金により設置した「千葉県緊急雇用創出事業等臨時特例基金」を活用して、千葉県が県内市町村の実施する雇用創出に資する委託事業等に要する経費の全額を補助するものであり、本市にも平成23年4月1日に256,893千円の交付が決定している。

当該補助金のうち、市が管理している道路警戒標識等を適正に管理する「道路施設管理台帳整備事業」及び屋外広告物について調査を行い管理台帳を整備して現状を把握する「屋外広告物実態調査及び管理台帳整備事業」の2事業（合計66,970千円）に係るものについては、土木費県補助金（道路橋梁総務費補助金及び道路維持費補助金）として道路維持管理課が事務主管課となって上記調定事務を行うべきであるが、歳入予算の執行状況を確認したところ、平成23年9月30日時点においてもなお、調定票の起票がなされていなかった。

早急に是正し、処理が遅延した理由を明らかにするとともに、今後は適正な調定事務が行われるよう、十分注意されたい。

(9) 土木部道路整備課

旅費支給事務の遅延について

出張等を行った職員に対する旅費（概算払に関する旅費を除く。）の支給については、[「職員旅費支給条例施行規則」](#)第6条の規定により、「毎月1回とし、当月分を翌月15日までに支給する」こととされている。

当該旅費の支給は[「職員旅費支給条例」](#)第4条第4項の規定により必要事項を記載した「出張命令簿」に基づいて行われるが、当該出張命令簿に記載されている出張における普通旅費の支給状況を確認したところ、平成23年4月～8月分の出張について、本来は支給が完了していなければならない9

月 30 日時点においてもなお、支給が行われていなかった。

早急に是正し、処理が遅延した理由を明らかにするとともに、今後は適正な支給事務が行われるよう、十分注意されたい。

(10) 土木部下水道整備課

日本下水道協会及び同協会千葉県支部に対する負担金の見直しについて

社団法人日本下水道協会の正会員として、当該協会の定款に基づき負担金 840,410 円を支出している。また、同協会千葉県支部に対しても負担金 219,500 円を支出している。主管課の説明によると、メリットとして、基準や指針の活用、下水道事業の啓発、研修会への参加などが挙げられているが、そのほかの具体的な効果は特に認められない。

負担金の額については支出先団体の規模に応じ負担額が高額になる傾向にあり、本件負担金については金額見直しの経緯があるものの、高額な支出が続いている。さらに、下部組織である千葉県支部への負担金支出も毎年行われていることを考えると、重複支払いの感が否めず、財政状況が厳しい中の適正な支出とは言い難い。

したがって、協会本部から支部に対する交付金支出の拡充など体制的な要望を視野に入れ、協会の活動内容を精査するとともに、加入団体数や費用対効果を勘案のうえ、負担金の見直しに向けて検討すべきである。

(11) 土木部排水対策課

旅費の支給漏れについて

出張等を行った職員に対する旅費（概算払に関する旅費を除く。）の支給については、[「職員旅費支給条例施行規則」第 6 条](#)の規定により、「毎月 1 回とし、当月分を翌月 15 日までに支給する」とされている。

本件旅費の支給に係る出張命令簿を確認したところ、平成 23 年 8 月 4 日に埼玉県久喜市、及び同 30 日に千葉市に出張

した計4名分の旅行雑費の支給漏れが見受けられた。

今後は適正な支給事務が行われるよう、複数の職員によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

(12) 水道部総務課

社団法人日本水道協会への負担金の効果と見直しについて

社団法人日本水道協会（以下「協会」という。）は、「水道の普及とその健全な発達を図る（協会定款第2条）」という目的を達するため、水道に関する諸般の調査研究、各種の講習会・研修会の開催及び政府その他への請願、建議等を行う厚生労働省所管の公益社団法人である。

協会には全国の水道事業者の大多数（平成23年3月末現在1,348事業者）が正会員として加入しており、本市水道部も正会員として細則に基づき定められた年会費592,090円を支出している。

主管課の説明によると、協会主催の各種の講習会・研修会へ積極的に参加していること、事務処理に関して随時の助言・相談を受けられること、全国の水道事業者の上部団体として陳情等のとりまとめを依頼していること、さらには先般の東日本大震災に代表される大規模災害時の応援協力体制を受けられることなどを考えると、協会への負担金は十分に費用対効果を満たしているのではないかとのことであった。

しかし、平成22年度の協会の会計決算書を見ると、各種法令等に基づく検査事業及び認証事業による収入が1,739,579,634円あり、収益的収支に係る総収入の60.8%を占めていた。さらに、協会事業振興積立金等の剰余金を3件保有しており、平成23年3月末時点での残高は982,327,084円に上っていた。

これらのことから、協会の財政運営にも余裕がうかがえ、各会員に支出を求める年会費の見直しが可能ではないか、との印象を持たざるを得ない。今後は、協会の運営における会費の意義について再度精査するとともに、必要に応じて負担金の引き下げを要望されるよう検討されたい。

(13) 水道部給水課

小規模工事における指名機会の公平性について

給水課では、分水栓や止水栓に関する小規模工事又は修繕に関する契約について「柏市水道部給水課小規模工事・施設修繕運用例」を設け、これに基づいた契約事務を行っている。

当該運用例によると、業者の選定に当たっては「四半期ごとに指名回数を確認し、指名機会の公平性に努める」とされている。

しかし、当該運用例には「指名機会の公平性に努める」との明示こそあるものの、指名機会の公平性を担保するために取り組むべき具体的なことがらについての記載が見られない。

当該運用例に依拠して契約事務が行われる以上、担当する職員によって恣意的な解釈が加えられる余地のない、明確かつ客観的な基準であることが望ましい。例えば「『柏市競争入札参加業者登録簿』に小規模工事又は緊急工事を希望する業者として登録している業者から順番に指名する」といった記述を盛り込むなど、より具体的な記述となるよう、一層の改善を図られたい。

(14) 水道部配水課

小規模工事における業者評定について

配水課では、漏水事故等、配水管に関する小規模工事又は修繕に関する契約について「柏市水道部配水課小規模工事・施設修繕運用例」及び「柏市水道部配水課緊急工事・施設修繕運用例」を設け、これらに基づいた契約事務を行っている。

当該両運用例によると、発注を行った業者について「小規模工事等成績評定表等を参考に成績不良者は一定期間指名を行わないことができる」とされている。

しかし、主管課の説明によると、平成23年9月末日までに4件の小規模工事若しくは緊急工事（以下「小規模工事等」という。）に関する契約を締結していたが、小規模工事等成

績評定表の様式を策定していないとのことであった。

発注を行った業者に対する評価は、適正な小規模工事等の品質を確保する上でも、極めて重要度の高い行為である。また、場合によっては「一定期間の指名停止」という重大な処分を科する可能性を持つ行為でもある以上、運用に当たっては公平性や客観性の面で特に慎重さが要求される。

今後は、具体的な評定の手順及び判断基準等について当該両運用例の中により明確に規定した上で、総務部工事検査課（現：技術管理課）が平成23年3月2日に策定した「参考例」等も踏まえ、当該評定表の様式を早急に策定し、併せて着実な作成を図られたい。

(15) 教育委員会生涯学習部教育総務課

臨時職員賃金の支給誤りについて

平成23年10月分の臨時職員の賃金計算に当たり、勤務時間数の集計誤りにより、実際の勤務時間より1時間少ない賃金が支払われていた。

これは、勤務時間数の集計の際、確認体制の不備が招いた結果である。

今後は、複数によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

(16) 教育委員会生涯学習部文化課

ア 財団法人山階鳥類研究所への負担金の見直しについて

財団法人山階鳥類研究所の賛助会員として、同研究所の寄附行為に基づき負担金500,000円を支出している。主管課の説明によると、学術研究活動支援のための支出であり、メリットとして会報の送付や小中学生の同研究所見学の受入れとのことであったが、そのほかの明確な効果は特に認められない。

したがって、同研究所の加入団体数や費用対効果を勘案のうえ、賛助会員としての継続入会の可否を含め、負担金の見

直しに向けて検討すべきである。

イ 文化振興基金の有効活用について

文化振興基金は、「文化の振興に資するため（[文化振興基金条例](#)第1条）」設置された基金であり、平成23年10月末現在515,559,115円の残高となっている。主管課の説明によると、現在は、同基金を運用して得られた利息を文化団体への助成金の財源に充てているが、積立基金としての積立目的や目標額の設定はなされていない。

したがって、昨今の金融情勢では多額の運用益が見込めないというえ、本市の厳しい財政状況の中、漠然と基金を積み立てるのではなく、具体的な目標の設定や活用範囲の拡大、類似した基金との統廃合など幅広く検討されたい。

(17) 教育委員会生涯学習部スポーツ課

スポーツ振興基金の有効活用について

スポーツ振興基金は、「市民のスポーツの振興を図るため（[スポーツ振興基金条例](#)第1条）」設置された基金であり、平成23年10月末現在513,049,257円の残高となっている。主管課の説明によると、現在は、同基金を運用して得られた利息を主に全国大会等出場奨励金の財源に充てているが、積立基金としての積立目的や目標額の設定はなされていない。

したがって、昨今の金融状況では多額の運用益が見込めないというえ、本市の厳しい財政状況の中、漠然と基金を積み立てるのではなく、具体的な目標の設定や活用範囲の拡大、類似した基金との統廃合など幅広く検討されたい。

(18) 教育委員会生涯学習部

小規模工事・緊急工事の運用基準の見直しについて

小規模工事・緊急工事の運用基準は、昨年度発生した不適正契約の再発を防ぐため、各課で作成をしているものであるが、生涯学習部の各課における運用基準の策定状況及び内容を確認したところ、特に次のような事実が明らかになった。

生涯学習課	運用基準，運用例の名称・内容の統一がされていない 地理的要件に具体性がない 業者選定の公平性を明確にするための具体的方法が明示されていない 成績評定表が作成されていない
中央公民館	成績評定表が作成されていない
沼南公民館	地理的要件に具体性がない 成績評定表が作成されていない
文化課	運用基準が作成されていない
スポーツ課	地理的要件に具体性がない 業者選定の公平性を明確にするための具体的方法が明示されていない 成績評定表が作成されていない
図書館	運用基準が作成されていない

以上の現状に対し，未だ作成されていない運用基準は早急に作成するとともに，既存の運用基準についても再度見直しを行い，文言や内容の統一はもちろんのこと，業者選定の公平性を明確にするための具体的な方法（例えば業者選定の偏りを防ぐための指名回数表の作成・利用）や，客観的に評価可能な成績評定表の作成に取り組まれない。

(19) 消防局総務課

ア 小規模工事・緊急工事の運用基準について

昨年度発生した不適正契約の再発を防ぐため，小規模工事・緊急工事の運用基準は，小規模工事等を所管する課等が作成することとされているものであるが，総務課はこの運用基準を作成していなかった。

今後早急に作成するとともに，作成に当たっては，業者選定の公平性を明確にするための具体的方法や客観的に評価可

能な成績評定表の作成に取り組まれない。

イ 財団法人全国消防協会及び財団法人千葉県消防協会への負担金の見直しについて

財団法人全国消防協会の正会員として、当該協会の寄附行為に基づき負担金 166,000 円を支出しており、また、財団法人千葉県消防協会に対しても当該協会の寄附行為に基づき負担金 921,000 円を支出している。主管課の説明によると、負担金支出の効果・メリットとして、全国消防協会では印刷物の刊行配布、被災消防職員の援護、救助技術大会の開催等、また、千葉県消防協会では、殉職会員の弔慰救済、消防諸施設の強化拡充、消防功労者の表彰等が挙げられている。

しかしながら、負担金額が高額であることから、市の財政事情を勘案し、負担金支出の費用対効果を考慮の上、近隣市との連携を図るなどして両協会に対し負担金額見直しの要望等について検討されたい。

(20) 消防局救急課

日付をまたいで出張した職員への旅費の支給について

出張を行った職員に対する旅行雑費の支給額は、[「職員旅費支給条例」第6条](#)第6項の規定により、「旅行中の日数（夜数がある場合にあっては、当該夜数を加算した数）に応じ1日当たりの定額又は実費額」とされており、同条例別表第1により、1日当たりの定額（400円）に日数及び夜数の合計を乗じ算定することとなっている。

ところが、前日の深夜に命令を受けて救急出場し、翌日に帰着した東部消防署光ヶ丘分署員に対する旅行雑費の支給について、日数2日＋夜数1日分（1,200円）の支給となることを、当日中に出場が完了した場合と同様に日数1日分（400円）の支給としている事例が見られた。

早急に是正するとともに、今後は適正な支給事務が行われるよう、十分注意されたい。

5 総括意見

監査の結果に関する報告は以上のとおりであるが、監査を実施する中で問題点が見られたので、総括意見を次のとおり付記する。

(1) 担当課扱いの小規模・緊急工事（修繕）に関する運用基準について

柏市では、平成22年度に発生した不適正契約の再発を防止するため、平成23年3月2日に実施された「契約事務の適正化に関する説明会」において、小規模工事等に関する契約を行う課に対し、対象となる工事又は修繕の定義及び見積り合わせに参加する業者の選定等、一連の事務執行について規定する運用基準を業務の実情に応じて策定することとしている。

今年度の定期監査においては、この方針のとおり各課で運用基準が策定されているか、策定された運用基準の内容は妥当なものであるか、運用基準のとおり実際の契約事務が執行されているかといったことについて、重点項目として特に意を払って検証したところであるが、担当課が作成した運用基準は総じて具体的な行動様式に関する規定を伴わない抽象的な文言に終始しており、実効性を欠いた内容となっているものが多かった。

また、小規模工事等を所管するにもかかわらず運用基準を作成しないままになっていた担当課があったり、運用基準策定の際に財政部が参考として提示した「運用例（案）」をほとんど改変せずにそのまま引用している担当課があったことから、契約事務に関する総括者として庁内の各担当課の統合調整に当たる財政部と実際に運用基準を作成する担当課との連携が十分に取れておらず、運用基準策定の本来の意図が周知徹底されていない事実がうかがえた。

不適正契約の再発防止という本来の目的を達成するためには、まずもって財務事務に対する職員の意識改革を図ることが重要であり、契約事務の統括部門としての財政部のより積極的な関与が強く望まれるところである。

今年度の定期監査を通じて各対象部局に指摘した事項及び質疑の中で指導した内容も踏まえ、各課がより実効性のある運用基準を策定、実行することにより、市政に対する信頼回復が着実に図られるよう、今後とも全市一丸となって改善に努められたい。

(2) 職員（臨時職員を含む。）の賃金及び旅費の支給について

今年度の重点項目の一つとして、職員（臨時職員を含む。）の賃金及び旅費の支給事務について監査を実施したところ、次のとおり不適正な事例が多く見られた。

ア 臨時職員の賃金の支給について

臨時職員の賃金に関し、勤務時間数の集計誤りによる賃金の誤払いが発生している事例が見られた。勤務時間数は出勤簿を元に集計されていたが、人事主管課である総務部人事課の説明によると、その集計様式は定まっておらず独自様式を使用しても差し支えないこととしている。そのため、担当者の集計結果を誰がいつ確認するのかという流れが確立していない状況にあり、集計誤りが発見できなかったものと思われる。

また、臨時職員の勤務日の変更等や時間外勤務を行う場合に、一般職員のような服務整理簿や時間外・休日勤務命令簿の書式が無いため、確認方法は臨時職員の所属長の判断に任せられ、集計誤りの要因になっている。

さらに、臨時職員の賃金の支給日が[臨時職員就業規則第8条](#)により、原則として翌月の5日（その日が休日に当たるときは、その前日）と定められており、支給事務処理件数の増加等により、勤務時間数等については、確定時間数でなく月末までの見込みで会計伝票が起票されている。賃金の支給方法は、現金払から口座振替払に移行してきており、現行の支給事務の日程は、一部例外を除いて、現状では無理があると言わざるを得ない。

その結果、実際の勤務時間数等との差が生じた場合には、翌月賃金で調整する所属部署と支払月ごとに精算を行う所属

部署とが混在し統一されていない。

臨時職員の勤務条件や賃金については、総務部人事課が発行した「臨時職員採用の手引き」により周知が図られているが、内容や様式に不備があり、実態に即した手引きとは言えない。

イ 職員（臨時職員を含む。）の旅費の支給について

職員の出張に対する旅費のうち、出張命令簿に出張命令権者の確認印がない上、復命や帰庁日等の記載漏れが多く見られた。出張命令は、[職員旅費支給条例第4条](#)により出張命令簿に当該出張に関する事項を記載して行うものとされている。また、そのいとまがなく口頭で出張命令を発した場合でも、できるだけ速やかに出張命令簿への記載を行うものとされている。当該事例は、出張命令簿が正当に記載されているか確認されずに支給事務が行われていたことを示している。その結果、一部の所属において旅費の支給誤りがあり指摘したところであるが、たとえ旅費の支給額に誤りはなかったとしても、出張命令簿への記載漏れ等の小さなミス積み重ねが重大事を引き起こす温床となる可能性があり、見過ごすことはできない。

これらの事例は、いずれの場合も、支給事務の確認体制の不備が招いたものであり、どの所属でも起こりうる事例であることから、組織内のチェック体制を見直されたい。

また、人事主管課においては、臨時職員に関する各種様式を整えるとともに、賃金の計算期間と支給日との関係の見直しを含め適正な事務の執行に努められたい。